

# 宿泊税の見直し(案)について

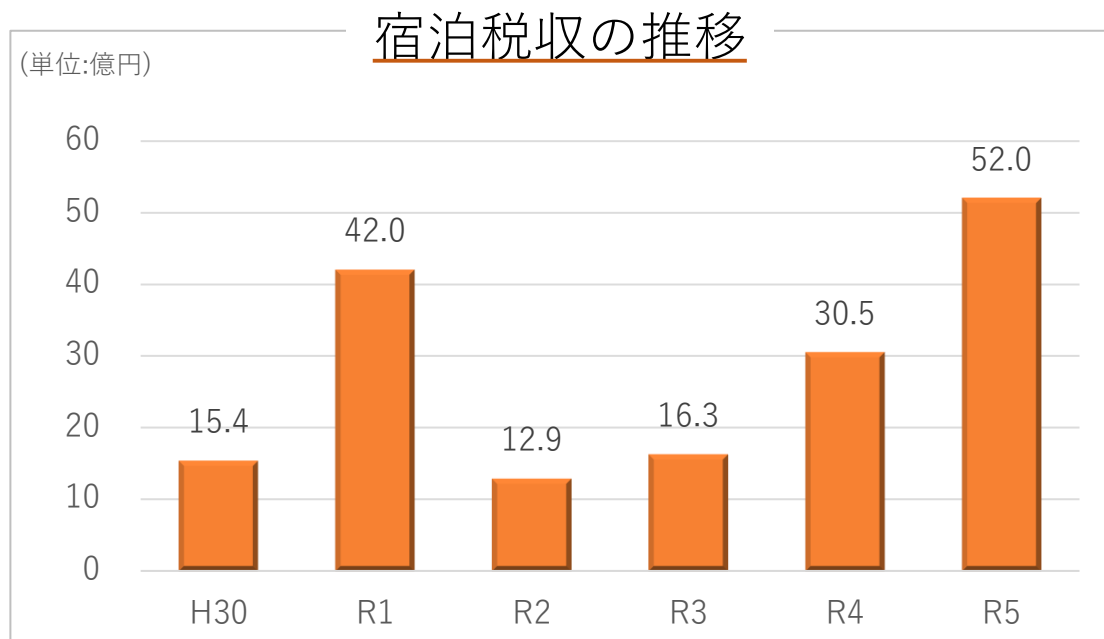
---

令和7年1月14日 行財政局  
(担当:税務部税制課 075-213-5200)

# 1 基本的な考え方

◆ 本市の宿泊税は「国際文化観光都市としての魅力向上」と「観光の振興」に活用

- 京都の「まち柄」を後世につなぐ**貴重な独自財源**として、観光振興はもとより、文化・景観など京都固有の魅力の向上を通じて、**市民と観光客双方の満足度向上**に貢献



- 令和5年度決算の税収は過去最多の52億円(全国最多)



## 観光特急バスの新設

- ✓市民利用と観光利用の棲み分けを図るため、令和6年6月に運行開始。11月のピーク時には1日4千人近い利用があり、混雑緩和に寄与

(先斗町通)

## 無電柱化の推進

- ✓整備により、町並み景観の保全・再生や都市の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保等に貢献



# 1 基本的な考え方

この間…

- ◆ 観光客が一部エリアに集中するなど、京都の魅力を十分活かし切れていない
- ◆ 観光の回復に伴い観光課題が再燃。観光の効果が市民等に十分認識されていない

➤ 多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進に加えて、市民生活と観光の更なる調和・両立を図るため、観光課題対策はもとより、観光が市民生活の豊かさにつながっていることを実感できるような施策の推進が必要



これらの取組に要する費用について、観光客にも応分のご負担をいただくため、宿泊税の税率(税額)引上げを実施。

「市民・観光客・事業者三者の満足度が高く、新たな魅力や価値の創造等にもつながる持続可能な観光」の実現を目指す。

## 2 取組方針と施策

「市民・観光客・事業者三者の満足度が高く、新たな魅力や価値の創造等にもつながる持続可能な観光」に向け、以下の取組を実施

### 方針1：多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進

- ◆ 京都の新たな魅力や価値の創造、関係人口の拡大、ひいては都市格の向上などにもつながる取組を更に推進
  - 施策1：観光を通じた京都の魅力の継承・発展
  - 施策2：文化の力を活かした価値創造
  - 施策3：品格ある景観創造

### 方針2：市民生活と観光の調和・両立の更なる推進

- ◆ 観光課題への対策の徹底や、観光に対する市民理解の促進に取り組むことにより、市民生活と観光の調和・両立を実現し、都市の成長や市民の暮らしの豊かさにつなげる
  - 施策4：観光課題対策の着実な実施
  - 施策5：市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備

## 2 取組方針と施策

### ① 多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進

#### 施策1 ▶ 観光を通じた京都の魅力の継承・発展

- ◆ 市民、観光客、観光事業者・従事者の三者が、京都の「光」（歴史や文化、伝統、景観など）を大切にし、互いを尊重しあいながら交流を深めることで、三者の満足度を高め、京都の奥深い魅力の継承、発展、創造につなげていくとともに、効果的な情報発信等を通じてリピーター化や長期滞在化につなげる

#### 主な取組

##### ▶ 京都の文化の継承・発展につながる「観光」振興

例：暮らしの文化や伝統文化など、京都に息づく奥深い魅力を活かした「観光」の推進や多彩な人の交ざり合い、京都の文化の継承・発展につながる「観光」振興 など

##### ▶ 「宿泊観光」「滞在型観光」の促進

例：より満足度の高い京都の旅の実現や広範な経済効果にもつなげる周辺都市との連携 など

##### ▶ 京都の強みを活かしたMICE誘致の強化

例：歴史的建造物等のユニークベニューとしての活用など、京都の強みを活かしたMICE誘致の強化と国内外の人々の交ざり合いの創出 など

## 2 取組方針と施策

### ① 多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進

#### 施策2 文化の力を活かした価値創造

- ◆ 市民の暮らしに息づく文化を維持・継承することはもとより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とする取組を推進

#### 主な取組

##### ➤ 音楽の都としての魅力向上

例：京都コンサートホールの大規模改修を契機とした北山エリアの文化・交流拠点化 など

##### ➤ 文化遺産の保存と活用の好循環の創出

例：更なる活用に向けた文化財修理助成 など

#### 施策3 品格ある景観創造

- ◆ 京都の大きな魅力の一つである「歴史的伝統的な町並み景観や自然景観」の保全継承に向けた取組を実施

#### 主な取組

##### ➤ 景観施策の更なる推進

例：京町家の保全・継承に向けた規制や支援など、より実効性の高い施策の構築 など

## 2 取組方針と施策

### ② 市民生活と観光の調和・両立の更なる推進

#### 施策4 ▶ 観光課題対策の着実な実施

- ◆ 観光客の増加による、公共交通の混雑、交通渋滞、マナー問題、違法民泊等の観光課題が顕在化し、観光に対する市民意識が減退。引き続き、**公共交通の混雑等の観光課題対策を着実に実施**するとともに、**市民が観光の意義や効果を実感できる環境づくり**に取り組む。

#### 主な取組

##### ▶ 観光地の混雑緩和及び分散化の推進

例：周辺都市と連携した広域的な観光施策の推進、周遊による観光地の混雑緩和 など

##### ▶ 公共交通の混雑緩和

例：交通結節点である京都駅の混雑緩和、市バス・地下鉄のキャッシュレス化の更なる推進 など

##### ▶ 観光の意義や効果を実感できる環境づくり

例：市バス等の「市民優先価格」への挑戦、

地域・事業者・行政が連携した観光地等のごみ対策の推進 など

## 2 取組方針と施策

### ② 市民生活と観光の調和・両立の更なる推進

#### 施策5 ▶ 市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備

- ◆ 市民・観光客の利便性の向上を図るとともに、観光が市民生活の豊かさにつながっていることを実感できるよう、社会インフラの機能強化等を実施。
- ◆ 水害・土砂災害の頻発化・激甚化、地震等の大規模災害への備えなどの課題に対処するため、市民や観光客の安心安全を守る取組を推進。

#### 主な取組

##### ➤ 市民・観光客の利便性の向上

例：市バス・地下鉄の利便性の向上（運行情報のオープンデータ化など）、京都駅の施設改善と機能強化 など

##### ➤ 社会インフラの機能強化

例：道路や公園等の整備 など

##### ➤ 市民や観光客の安心安全の確保

例：観光客等を対象とした帰宅困難者対策の推進

道路のり面対策、橋りょうの耐震補強等、河川改修の推進 など



### 3 2の施策に係る財政需要

## 宿泊税充当額の概算で約130億円規模の財政需要が存在

施 策	財政需要の規模感
① 観光を通じた京都の魅力の継承・発展	1.5億円程度
② 文化の力を活かした価値創造	1.5億円程度
③ 品格ある景観創造	1.5億円程度
④ 観光課題対策の着実な実施	2.0億円程度
⑤ 市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備	6.0億円程度
徴収事務経費	約3億円
合 計	130億円程度

※ 上記金額には、令和6年度予算で宿泊税を活用している事業(約4.8億円)を含む。

※ 応益負担の観点から、都市基盤整備等の事業については、観光客の受益に応じた割合分を宿泊税充当

※ 社会経済情勢への対応や施策・事業の継続的な磨き上げを通じ、今後も財政需要は増加する可能性

## 4 税率(税額)の見直し方針

### 負担の公平性に配慮しつつ、全区分の税額を引上げ

宿泊料金	税 額	
	現 行	改正案
<u>6,000円未満</u>	200円	200円
6,000円以上 20,000円未満		<u>400円</u>
20,000円以上 50,000円未満	500円	<u>1,000円</u>
50,000円以上 100,000円未満	1,000円	<u>4,000円</u>
<u>100,000円以上</u>		<u>10,000円</u>

### POINT

- ✓ 約130億円規模の財政需要を賄うため、現行200円区分を含む全区分の税額を引き上げ  
→ 左記案の場合の想定税収額は約126億円
- ✓ 引上げ幅については、新たに6,000円未満と100,000円以上の区分を設け、区分ごとに傾斜をつける(低額域据置き、ボリューム層2倍、高額域4~10倍)ことで、負担の更なる垂直的公平を図る
- ✓ 現行200円区分の細分化に当たっては、宿泊料金10,000円前後のボリュームゾーンに境界を設けることを避け、宿泊事業者の事務負担にも配慮

## 5 今後のスケジュール等

### 引上げ後の税額は、令和8年3月からの適用を目指す

#### ◆ 改正条例案を令和7年2月市会に提案予定。

- ▶ 可決された場合、総務大臣協議を実施。改正の同意が得られた場合は、本市及び宿泊事業者のシステム改修をはじめとする準備・周知期間を経て、令和8年3月1日以降の宿泊について新税額を適用予定

※翌月に申告納入されるため、令和8年度から収入

#### ※ 修学旅行生の課税免除等、税額以外は現行制度を維持

#### ◆ 宿泊税のキャッシュレス支払への対応や、税額引上げに伴う事業者の対応(システム改修やパンフレット作成等)を支援するため、特別徴収事務補助金の補助率を3%(令和7年度交付分から5年間は3.5%)に引上げ

※ 併せて、補助金の交付上限額(現行200万円)を撤廃